

「未登記家屋納税義務者変更届出書」を提出される方へお願い

恵那市役所税務課資産税係

未登記家屋の納税義務者の変更を申請する場合、下記事項に留意して提出してください。

記

1. 未登記家屋納税義務者変更届出書の記入について

売買・贈与・その他理由による変更申請の場合、旧納税義務者は実印を、新納税義務者は認印を押印してください。ただし、権利移転を証する書類がない場合は旧納税義務者・新納税義務者の実印の押印が必要となります。相続による変更申請の場合、新納税義務者のみ実印を押印してください。

なお、変更申請書提出後、申請内容についてお尋ねすることがありますので、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

2. 添付書類について

(1) 売買・贈与・その他理由による変更申請の場合

- ① 売買契約書・譲渡証明書等権利移転を証する書類
- ② 印鑑証明書（旧納税義務者）及び実印の押印

ただし、①の書類がない場合は、旧納税義務者・新納税義務者の印鑑証明書及び実印の押印が必要となります。また、この場合は添付書類（旧納税義務者・新納税義務者の印鑑証明書）の還付はいたしません。

①の書類を作成後に転居した場合等、②の書類と記載事項（住所、氏名）が一致しない時は、住所証明書を添付して下さい。

（例 前住所記載の住民票、戸籍の附票等）

(2) 相続による変更申請の場合

- ① 遺産分割協議書
- ② 相続人全員の印鑑登録証明書（届出書には、新納税義務者の印鑑登録証明書の印を押印してください）
- ③ 相続関係説明図
- ④ 旧納税義務者の出生から死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本
- ⑤ 相続人全員の戸籍抄本（又は個人事項証明書）
- ⑥ 旧納税義務者の住民票（除票）
- ⑦ 新納税義務者の住民票（又は戸籍の附表）

遺産分割協議書がない場合は、相続人全員の同意書（別様式）及び相続人全員の印鑑登録証明書が必要となります。また、この場合には添付書類（相続人全員の同意書・印鑑登録証明書）の還付はいたしません。

3. その他

新納税義務者の方への賦課については、未登記家屋納税義務者変更届出書を提出していただいた翌年度からとなります。